

第4章 環境影響評価を行う項目

(空白)

第4章 環境影響評価を行う項目

4.1 選定項目及びその選定理由

環境影響要因と環境要素との関係について分析し、表4.1-2に示すとおり環境影響評価項目の選定を行った。環境要素ごとの選定・除外理由を表4.1-3(1)～(14)に示す。

環境影響評価の項目は、ごみ焼却施設に係る標準的な環境影響評価項目に関する法令及び指針等がない事、対象事業のごみ焼却施設においてごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーによる発電を視野に入れている事を勘案し、対象事業の内容が「火力発電所の一般的な事業の内容」^{注1)}と類似していることから、火力発電所の環境影響評価に係る「参考項目」^{注2)}を参照して選定した。火力発電所の一般的な事業と、本事業の内容との比較を表4.1-1に示す。

環境影響評価項目の選定は、表4.1-2に示すマトリックスを用い、次の3段階の検討により行った。

第1段階：火力発電所の環境影響評価に係る参考項目（表中のグレーの網掛けのある項目）について、対象事業の環境影響評価の項目としての適否を検討して選定・除外を選別し、表4.1-3に選定・除外理由を記載した。

なお、参考項目のうち火力発電所固有の項目で、対象事業に明らかに含まれない内容（石炭粉じんの発生、温排水の排出）に係る項目はマトリックスから除外した。

第2段階：対象事業特有の（火力発電所にはない）環境影響要因により周辺環境に影響を及ぼす可能性のある項目を選定し、表4.1-3に選定理由を記載した。（マトリックスの縦方向の検討）

第3段階：第2段階までの検討で印のついていない空欄の項目について、環境影響評価項目ごとに改めて検討を行い、当該環境影響項目と各環境影響要因の間に関連性がないか、ほとんど関連性が認められないことを確認した。（マトリックスの横方向の検討）

なお、環境影響評価項目として選定しなかった項目については、非選定とした理由を資料編に示す。

注1) 「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号）別表第2の備考二に示された、火力発電所（地熱を利用するものを除く。）における一般的な事業の内容。

注2) 同省令第21条第1項第2号及び別表第2に示された、影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目。

表4.1-1 火力発電所における一般的な事業と本事業の内容の比較

影響要因の区分		火力発電所における一般的な事業の内容	本事業の内容	比較の結果
工事の実施	工事中資材等の搬出入	建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。	建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、土砂の搬出入、伐採樹木の搬出を行う。	一般的な事業の内容に相当する。
	建設機械の稼働	浚渫工事、港湾工事、建築物・工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。	建築物・工作物等の設置工事を行う。	一般的な事業の内容に相当する。(但し、浚渫工事・港湾工事は行わない。)
	造成等の施工による一時的な影響	樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。	樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。	一般的な事業の内容に相当する。
土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変及び施設の存在	地形改変等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備(2以上の組合せを含む)を有する。	可燃ごみの焼却施設で発生する熱エネルギーを利用した汽力設備を有する可能性がある。	一般的な事業の内容に相当する可能性がある。
	燃料の種類	天然ガス(LNGを含む。)、石炭、石油、副生ガスがある。	一般廃棄物を燃焼または溶融させる。また、処理方法により補助燃料(重油等)を使用する可能性がある。	主な燃料は異なるが、燃焼工程が主要な工程である点は類似している。
	排水	排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水する。	プラント排水は、排水処理装置で処理後、施設内で再利用するため、公共用水域には排出しない。 生活排水は、浄化槽で浄化処理を行った後に公共用水域に排水する。	一般的な事業の内容に相当する。
	温排水	海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがある。	温排水は排出しない。	一般的な事業の内容には該当しない。
	機械等の稼働	汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備(2以上の組合せを含む。)の運転がある。	焼却施設または溶融施設と、不燃ごみ・粗大ごみの処理施設を運転する。 汽力設備を運転する可能性がある。	一般的な事業の内容に相当する。
	資材等の搬出入	定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出がある。	廃棄物の搬出入、従業員の通勤がある。 定期点検時の発電用資材等の搬入を行う可能性がある。	一般的な事業の内容に相当する。
	産業廃棄物の発生	発電設備から産業廃棄物が発生する。	焼却処理に伴い焼却残渣等 ^{注)} が発生する。	産業廃棄物と一般廃棄物の区分は異なるが、一般的な事業の内容に相当する。

注) 「第1章 4) 処理方式 ①可燃ごみ処理」(p1-11参照)に示すとおり、可燃ごみの処理方式は「ストーカ式焼却炉」、「流動床式焼却炉」、「流動床式溶融炉」、「シャフト式溶融炉」の4方式の中から選択することとしており、焼却残さ等の種類及び量は処理方式により異なる。

表4.1-2 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目	環境影響要因	工事中				存在・供用時				
		造成等の施工	稼働	建設機械の車両の走行	資機材運搬物の存在	敷地及び構造物の存在	施設の稼働	車両の走行	廃棄物運搬	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染	二酸化硫黄 (SO ₂)					○			
		二酸化窒素 (NO ₂)		○	○		○	○		
		浮遊粒子状物質 (SPM)		○	○		○	○		
		塩化水素 (HCl)					○			
		ダイオキシン類					○			
		微小粒子状物質 (PM2.5)			△		△	△		
		粉じん	○	○	▽				×	
	その他必要な項目 (水銀)					○				
	悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数 (臭気濃度)					○		▽	
	騒音	騒音レベル	○	○	○		○	○		
	低周波音	低周波音圧レベル	○				○			
	振動	振動レベル	○	○	○		○	○		
	水質汚濁	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)				○	○		
			化学的酸素要求量 (COD)							
			浮遊物質 (SS)	○	×		○	○		
			全りん (T-P)、全窒素 (T-N)					○		
			ダイオキシン類							
			その他必要な項目 (環境基準健康項目)							
		地下水の水質	地下水に係る環境基準項目							
		水道水水質基準項目								
		地下水に係る指標項目								
		水底の底質	COD							
	粒度組成	△								
その他必要な項目 (有害物質)	△	×								
水象	表流水					○				
地下水水位							○			
地盤沈下							○			
土壌汚染	土壌汚染に係る環境基準項目	○								
	ダイオキシン類						○			
地形・地質	学術上等から注目される地形・地質					×				
土地の安定性										
日照障害						○				
反射光										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植物・動物	植物	○				○			
		動物	○	△	△		○	△	△	
	水生生物	○				×	△			
生態系	地域を特徴づける生態系	○				○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景					○				
	人と自然との触れ合い活動の場	○		×	×			×		
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土	○					○			
	大気汚染物質・水質汚濁物質		▽	▽			○	▽		
	温室効果ガス等		○	○			○	○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量									
その他の項目	地域交通			○				○		

注1) グレーの網掛けのある項目は、火力発電所における環境影響評価の参考項目。

注2) 表中の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

▽：一般的な環境保全対策で対応する項目 (調査・予測・評価を行わない)

×：影響を検討の上、環境影響評価を行わない項目

空欄：関連性がほとんど認められないため環境影響評価を行わない項目

(資料編 4 環境影響評価の対象項目の検討 参照)

表4.1-3(1) 環境影響評価項目の選定・除外理由

(大気汚染)

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
大気汚染	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	工事中	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺には、住居等が存在している。計画施設の建設工事に伴う建設機械の稼働により大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を含むガスが排出されることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における資機材運搬車両の想定走行経路（中央自動車道、国道139号、県道718号線）の沿道及び周辺には、住居等が存在している。大型車類の資機材運搬車両の走行により大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を含むガスが排出されることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	微小粒子状物質		資機材運搬車両の走行	△	対象事業実施区域周辺における資機材運搬車両の想定走行経路（中央自動車道、国道139号、県道718号線）の沿道及び周辺には、住居等が存在している。大型車類の資機材運搬車両の走行により大気汚染物質（微小粒子状物質）を含むガスが排出されることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。 なお、資材運搬車両の走行が大気中の微小粒子状物質濃度に及ぼす影響を予測する標準的なマニュアル等はない。
	粉じん		造成等の施工	○	対象事業実施区域周辺には、住居等が存在している。造成等の施工により土砂の巻き上げ等による粉じんが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺には、住居等が存在している。建設機械の稼働により土砂の巻き上げ等による粉じんが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材運搬車両の走行	▽	対象事業実施区域周辺における資機材運搬車両の想定走行経路（中央自動車道、国道139号、県道718号線）の沿道及び周辺には、住居等が存在している。 対象事業実施区域周辺における資機材運搬車両の走行は、舗装された道路を走行することから土砂の巻き上げは少ない。また、土砂の運搬に際しては粉じんの発生・飛散防止のための一般的な対策を徹底することにより、公道走行時の粉じん発生は十分抑制できると考えられる。 したがって、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。 なお、工事現場内での走行に伴い発生する粉じんは、「建設機械の稼働」の中で扱う。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

▽：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：影響を検討の上、環境影響評価を行わない項目

環境配慮事項の内容	効果
土砂運搬の際、運搬車両の荷台のアオリシートを確実に閉める。	粉じんの発生・飛散の防止（影響の最小化）
運搬車両が工事現場から退出する際にタイヤを洗浄する。	粉じんの発生の低減（影響の最小化）

表4.1-3(2) 環境影響評価項目の選定・除外理由

(大気汚染)

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
大気汚染	二酸化硫黄、 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 塩化水素、 ダイオキシン類、 水銀	存在・ 供用時	施設の稼働	○	ごみ焼却施設の稼働に伴い、煙突からの排ガスの排出により周辺地域に影響を及ぼす可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	微小粒子状物質		施設の稼働	△	ごみ焼却施設の稼働に伴い、煙突からの排ガスの排出により周辺地域に影響を及ぼす可能性があることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。 なお、施設の稼働が大気中の微小粒子状物質濃度に及ぼす影響を予測する標準的なマニュアル等はない。
	二酸化窒素、 浮遊粒子状物質		廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（中央自動車道、国道139号、県道718号線）の沿道及び周辺には、住居等が存在している。 大型車類の廃棄物運搬車両の走行により大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を含むガスが排出されることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	微小粒子状物質		廃棄物運搬車両の走行	△	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（中央自動車道、国道139号、県道718号線）の沿道及び周辺には、住居等が存在している。 大型車類の廃棄物運搬車両の走行により大気汚染物質（微小粒子状物質）を含むガスが排出されることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。 なお、廃棄物運搬車両の走行が大気中の微小粒子状物質濃度に及ぼす影響を予測する標準的なマニュアル等はない。
	粉じん		廃棄物運搬車両の走行	×	廃棄物運搬車両の走行に伴い、道路状況によっては土砂の巻き上げによる粉じんの発生が起り得る。しかし、施設供用時に廃棄物運搬車両が走行する範囲は、対象事業実施区域の内、外ともに舗装がなされているため、廃棄物運搬車両の走行に伴う粉じんの巻き上げは少ないことから、環境影響評価項目として選定しない。

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目 ▽：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）
 ○：環境影響評価を標準的に行う項目 ×：影響を検討の上、環境影響評価を行わない項目
 △：環境影響評価を簡略化して行う項目

表4. 1-3(3) 環境影響評価項目の選定・除外理由

(悪臭)

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由	
悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数（臭気濃度）	存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺には、住居等が存在している。 ごみ焼却施設の稼働により、煙突から排出される排ガスの悪臭により周辺地域に影響を及ぼす可能性がある。また、洗車施設その他の施設から悪臭の漏洩のおそれがあることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
			廃棄物運搬車両の走行	▽	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（中央自動車道、国道139号、県道718号線）の沿道及び周辺には、住居等が存在している。 廃棄物運搬車両からの悪臭については、現状で廃棄物運搬車両について可能な漏洩対策が講じられており、一般的に著しい影響を及ぼす可能性のある影響要因として認識されていないことから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。 <table border="1" data-bbox="810 792 1414 954"> <thead> <tr> <th>環境配慮事項の内容</th> <th>効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物の性状に応じて密閉式の運搬車両を採用するよう、市町村を通じて委託業者・許可業者に指導を行う。</td> <td>悪臭漏洩の低減（影響の最小化）</td> </tr> </tbody> </table>	環境配慮事項の内容
環境配慮事項の内容	効果					
廃棄物の性状に応じて密閉式の運搬車両を採用するよう、市町村を通じて委託業者・許可業者に指導を行う。	悪臭漏洩の低減（影響の最小化）					

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

▽：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：影響を検討の上、環境影響評価を行わない項目

表4. 1-3(4) 環境影響評価項目の選定・除外理由

(騒音・低周波音)

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
騒音	騒音レベル	工事中	造成等の施工	○	対象事業実施区域周辺には、住居等が存在している。 計画施設の建設工事に伴う造成（掘削）工事において、発破騒音が発生する可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺には、住居等が存在している。 計画施設の建設工事に伴う建設機械の稼働により、騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における資機材運搬車両の想定走行経路（中央自動車道、国道139号、県道718号線）の沿道及び周辺には、住居等が存在している。 資機材運搬車両の走行により、道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺には、住居等が存在している。 計画施設（ごみ焼却施設及びリサイクル施設）の稼働により、施設騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（中央自動車道、国道139号、県道718号線）の沿道及び周辺には、住居等が存在している。 廃棄物運搬車両の走行により道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
低周波音	低周波音圧レベル	工事中	造成等の施工	○	対象事業実施区域周辺には、住居等が存在している。 計画施設の建設工事に伴う造成（掘削）工事において、発破により低周波音が発生する可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺には、住居等が存在している。 計画施設の稼働により、送風機、空気圧縮機、破碎機等から低周波音が発生する可能性が考えられることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

▽：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：影響を検討の上、環境影響評価を行わない項目

表4. 1-3(5) 環境影響評価項目の選定・除外理由

(振動)

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
振動	振動レベル	工事中	造成等の施工	○	対象事業実施区域周辺には、住居等が存在している。 計画施設の建設工事に伴う造成（掘削）工事において、発破振動が発生する可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺には、住居等が存在している。 計画施設の建設工事に伴う建設機械の稼働により、振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における資機材運搬車両の想定走行経路（中央自動車道、国道139号、県道718号線）の沿道及び周辺には、住居等が存在している。 資機材運搬車両の走行により、道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺には、住居等が存在している。 計画施設（ごみ焼却施設及びリサイクル施設）の稼働により、施設振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（中央自動車道、国道139号、県道718号線）の沿道及び周辺には、住居等が存在している。 廃棄物運搬車両の走行により道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

▽：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：影響を検討の上、環境影響評価を行わない項目

表4. 1-3(6) 環境影響評価項目の選定・除外理由

(水質汚濁)

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
公共用水域の水質	浮遊物質量	工事中	造成等の施工	○	対象事業実施区域周辺の公共用水域としては、桂川があり、対象事業実施区域のすぐ下流側の駒場頭首工では農業用水の取水が行われている。 計画施設の建設工事時、特に造成・整地等の期間の降雨により、濁水が発生し、桂川に流下するおそれがあることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			建設機械の稼働	×	計画施設の建設工事において、河川の浚渫等の作業がないことから、環境影響評価項目として選定しない。
	生物化学的酸素要求量、浮遊物質量	存在・供用時	施設の存在	○	計画施設では、敷地内の雨水排水を側溝を通して桂川に排出する計画であることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、全りん、全窒素	存在・供用時	施設の稼働	○	計画施設では、プラント排水は施設内で再利用し、公共用水域に排出しないが、生活排水は合併処理浄化槽で浄化処理を行った後に隣接する桂川に排出する計画であることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
水底の底質	粒度組成	工事中	造成等の施工	△	計画施設の建設工事時、特に造成・整地等の期間の降雨により、濁水が発生し、桂川に流下するおそれがあり、粒度組成が変化する可能性があることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。 なお、粒度組成については規制値、標準的な予測手法のマニュアル等がない。
	その他必要な項目(有害物質)			△	計画施設の建設工事において、河川の浚渫等の作業はない。 対象事業実施区域は農地として使用されており、土壌に有害物質が含まれている可能性は低い。また、工事に伴い濁水が発生した場合でも、水底の底質を汚染する可能性は低い。 但し、対象事業実施区域の土壌に有害物質が含まれていないことを明示する既存情報がないことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。 なお、水底の底質の有害物質については規制値、標準的な予測手法のマニュアル等がない。
	その他必要な項目(有害物質)		建設機械の稼働	×	計画施設の建設工事において、河川の浚渫等の作業がないことから、環境影響評価項目として選定しない。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
- ：環境影響評価を標準的に行う項目
- △：環境影響評価を簡略化して行う項目
- ▽：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）
- ×

表4.1-3(7) 環境影響評価項目の選定・除外理由

(水象)

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
水象	表流水	存在・供用時	施設の存在	○	土地利用の変化に伴い対象事業実施区域からの雨水の流出量が増加し、対象事業実施区域周辺の水象に影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	地下水位	存在・供用時	施設の稼働	○	計画施設の稼働に伴い、プラント用水として地下水の取水を行う計画であることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

▽：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：影響を検討の上、環境影響評価を行わない項目

表4.1-3(8) 環境影響評価項目の選定・除外理由

(地盤沈下、土壌汚染、地形・地質、日照障害)

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
地盤沈下		存在・供用時	施設の稼働	○	計画施設の稼働に伴い、プラント用水として地下水の取水を行う計画であることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
土壌汚染	土壌の汚染に係る環境基準項目	工事中	造成等の施工	○	対象事業実施区域内の整地、掘削等の工事に伴い、土砂が搬出入される可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	ダイオキシン類	存在・供用時	施設の稼働	○	ごみ焼却施設の稼働に伴い、煙突からの排ガスに含まれるダイオキシン類が、周辺地域の土壌に移行する可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
地形・地質	学術上等から注目される地形・地質	存在・供用時	施設の存在	×	既存資料により調査を行った結果、対象事業実施区域内には学術上等から注目される地形・地質は分布していないことから、環境影響評価項目として選定しない。
日照障害		存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域の周辺は少ないながら農耕地として利用されている範囲があり、計画施設の出現により日照障害の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

▽：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：影響を検討の上、環境影響評価を行わない項目

表4. 1-3(9) 環境影響評価項目の選定・除外理由

(植物・動物)

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	陸上植物	工事中	造成等の施工	○	対象事業実施区域は、水田及びかつて水田であった場所であり、桂川を挟んで北から南にかけては山林となっている。 対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び群落が存在した場合、対象事業実施区域内の造成・整地等により、生育地の消失等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			存在・供用時	施設の存在	○
	陸上動物	工事中	造成等の施工	○	対象事業実施区域は、水田及びかつて水田であった場所であり、桂川を挟んで北から南にかけては山林となっている。 対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、対象事業実施区域内の造成・整地等により、生息地の消失、生息環境の変化等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			建設機械の稼働	△	建設機械の稼働に伴い騒音・振動が発生し、陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。 なお、建設機械の稼働が陸上動物に及ぼす影響を予測する標準的なマニュアル等はない。
			資機材運搬車両の走行	△	資機材運搬車両の走行に伴いロードキルや騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に直接的・間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。 なお、資機材運搬車両の走行が陸上動物に及ぼす影響を予測する標準的なマニュアル等はない。
		存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、土地利用の変化に伴い、生息地の分断、採餌環境の変化、水分条件の変化等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			施設の稼働	△	計画施設の稼働に伴い騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。 なお、施設の稼働が陸上動物に及ぼす影響を予測する標準的なマニュアル等はない。
			廃棄物運搬車両の走行	△	廃棄物運搬車両の走行に伴いロードキルや騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に直接的・間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。 なお、廃棄物運搬車両の走行が陸上動物に及ぼす影響を予測する標準的なマニュアル等はない。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

- ◎ : 環境影響評価を詳細に行う項目
- : 環境影響評価を標準的に行う項目
- △ : 環境影響評価を簡略化して行う項目
- ▽ : 一般的な環境保全対策で対応する項目 (調査・予測・評価を行わない)
- × : 影響を検討の上、環境影響評価を行わない項目

表4.1-3(10) 環境影響評価項目の選定・除外理由

(植物・動物)

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	水生生物	工事中	造成等の施工	○	対象事業実施区域は、水田及びかつて水田であった場所であり、桂川に隣接している。 対象事業実施区域内の造成・整地等により、水生生物の生育・生息地の消失等の影響が生じる可能性がある。また、特に造成・整地等の期間の降雨により濁水が発生し、桂川に流下することで水生生物の生育・生息に影響を与える可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			施設の存在	×	施設の存在に伴う雨水排水により、対象事業実施区域周辺の水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性は低い ため、環境影響評価項目として選定しない。
		存在・供用時	施設の稼働	△	計画施設では、プラント排水は施設内で再利用し、公共用水域に排出しないが、生活排水は合併処理浄化槽で浄化処理を行った後に隣接する桂川に排出する計画である。 河川への排水は浄化処理後の排水であり、水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性は低い。 また、計画施設では地下水を取水してプラント用水及び生活用水として利用する計画である。 取水予定の地下水は豊富であり、水生生物の生息環境である湧水の枯渇等の影響が生じる可能性低い。 これらのことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。 なお、施設の稼働が水生生物に及ぼす影響を予測する標準的なマニュアル等はない。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

▽：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：影響を検討の上、環境影響評価を行わない項目

表4.1-3(11) 環境影響評価項目の選定・除外理由

(生態系、景観・風景、人と自然との触れ合い活動の場)

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
生態系	工事中	造成等の施工	○	対象事業実施区域は水田雑草群落、周辺はオオモミジ・ケヤキ群集、低木群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林となっている。 対象事業実施区域内の造成・整地等により、対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤の一部が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域は水田雑草群落、周辺はオオモミジ・ケヤキ群集、低木群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林となっている。 施設の存在により、対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤の一部が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
景観・風景	存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は住宅地と農耕地が混在しており、自然景観資源、名勝は存在していないが、対象事業実施区域の北北西に位置する三ツ峠山、西に位置する倉見山は屈指のビューポイントとして知られている。 施設の存在により、対象事業実施区域を含むこれらの眺望が変化する可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
人と自然との触れ合い活動の場	工事中	造成等の施工	○	計画施設の建設工事時、特に造成・整地等の期間の降雨により濁水が発生し、桂川に流入した場合、河川景観や魚類等の生息環境に影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		資機材運搬車両の走行	×	対象事業実施区域周辺における資機材運搬車両の主な走行経路（中央自動車道、国道139号、県道718号）沿線には、資機材運搬車両の走行がアクセスに影響を及ぼす可能性のある人と自然との触れ合い活動の場が存在しないため、環境影響評価項目として選定しない。
	存在・供用時	施設の存在	×	対象事業実施区域周辺は住宅地と農耕地が混在している。 周辺の人と自然との触れ合い活動の場のうち最も近い場所は、北東側にあるクマガイソウ群生地であり、尾根を挟み約700m隔たっている。 施設の存在により人と自然との触れ合い活動の場に対する影響は生じないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
廃棄物運搬車両の走行		×	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の主な走行経路（中央自動車道、国道139号、県道718号）沿線には、廃棄物運搬車両の走行がアクセスに影響を及ぼす可能性のある人と自然との触れ合い活動の場が存在しないため、環境影響評価項目として選定しない。	

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

▽：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×

影響を検討の上、環境影響評価を行わない項目

表4.1-3(12) 環境影響評価項目の選定・除外理由

(廃棄物・発生土、大気汚染物質・水質汚濁物質)

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由						
廃棄物・発生土	工事中	造成等の施工	○	対象事業実施区域内の造成・整地等により、建設発生土(残土)が発生する可能性があるほか、伐採樹木などの建設副産物が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。						
	存在・供用時	施設の稼働	○	ごみ焼却施設の稼働に伴い廃棄物(焼却残渣等)が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。						
大気汚染物質 ・水質汚濁物質	工事中	建設機械の稼働	▽	<p>計画施設の建設工事時において、建設機械の稼働に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、建設工事に際して一般的に可能と考えられる対策を徹底することにより、工事中の有害物質の発生は十分抑制できると考えられることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境配慮事項の内容</th> <th>効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事の施工にあたって可能な限り排出ガス対策型建設機械を使用することを入札時の要求水準書(発注仕様書)に明記し、施工事業者が義務付ける。</td> <td>排ガス量の削減(影響の最小化)</td> </tr> <tr> <td>工事の平準化を図り、建設機械による大気汚染物質の排出が集中しないよう配慮することを入札時の要求水準書(発注仕様書)に明記し、施工事業者が義務付ける。</td> <td>排ガス量の削減(影響の最小化)</td> </tr> </tbody> </table>	環境配慮事項の内容	効果	工事の施工にあたって可能な限り排出ガス対策型建設機械を使用することを入札時の要求水準書(発注仕様書)に明記し、施工事業者が義務付ける。	排ガス量の削減(影響の最小化)	工事の平準化を図り、建設機械による大気汚染物質の排出が集中しないよう配慮することを入札時の要求水準書(発注仕様書)に明記し、施工事業者が義務付ける。	排ガス量の削減(影響の最小化)
		環境配慮事項の内容	効果							
工事の施工にあたって可能な限り排出ガス対策型建設機械を使用することを入札時の要求水準書(発注仕様書)に明記し、施工事業者が義務付ける。	排ガス量の削減(影響の最小化)									
工事の平準化を図り、建設機械による大気汚染物質の排出が集中しないよう配慮することを入札時の要求水準書(発注仕様書)に明記し、施工事業者が義務付ける。	排ガス量の削減(影響の最小化)									
資機材運搬車両の走行	▽	<p>資機材運搬車両の走行に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、工事に関連する資機材の運搬に際して一般的に可能と考えられる対策を徹底することにより、工事中の有害物質の発生は十分抑制できると考えられることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境配慮事項の内容</th> <th>効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の運搬にあたって可能な限り排出ガス対策型建設機械を使用することを入札時の要求水準書(発注仕様書)に明記し、施工事業者が義務付ける。</td> <td>排ガス量の削減(影響の最小化)</td> </tr> <tr> <td>工事の平準化を図り、工事車両による大気汚染物質の排出が集中しないよう配慮することを入札時の要求水準書(発注仕様書)に明記し、施工事業者が義務付ける。</td> <td>排ガス量の削減(影響の最小化)</td> </tr> </tbody> </table>	環境配慮事項の内容	効果	資機材の運搬にあたって可能な限り排出ガス対策型建設機械を使用することを入札時の要求水準書(発注仕様書)に明記し、施工事業者が義務付ける。	排ガス量の削減(影響の最小化)	工事の平準化を図り、工事車両による大気汚染物質の排出が集中しないよう配慮することを入札時の要求水準書(発注仕様書)に明記し、施工事業者が義務付ける。	排ガス量の削減(影響の最小化)		
環境配慮事項の内容	効果									
資機材の運搬にあたって可能な限り排出ガス対策型建設機械を使用することを入札時の要求水準書(発注仕様書)に明記し、施工事業者が義務付ける。	排ガス量の削減(影響の最小化)									
工事の平準化を図り、工事車両による大気汚染物質の排出が集中しないよう配慮することを入札時の要求水準書(発注仕様書)に明記し、施工事業者が義務付ける。	排ガス量の削減(影響の最小化)									

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

▽：一般的な環境保全対策で対応する項目(調査・予測・評価を行わない)

×：影響を検討の上、環境影響評価を行わない項目

表4.1-3(13) 環境影響評価項目の選定・除外理由

(大気汚染物質・水質汚濁物質、温室効果ガス等)

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由				
大気汚染物質 ・水質汚濁物質	存在・供用時	施設の稼働	○	施設の稼働に伴い大気汚染物質を含む煙突排ガスを排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。				
		廃棄物運搬車両の走行	▽	<p>廃棄物運搬車両の走行に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を排出するが、下記の環境配慮事項を徹底することから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境配慮事項の内容</th> <th>効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合は構成市町村とともに効率的な収集運搬方法・収集運搬経路を検討する。</td> <td>排ガス量の削減（影響の最小化）</td> </tr> <tr> <td>市町村を通じて燃費性能が高い車両の採用を収集運搬委託業者・許可業者に指導する。</td> <td>排ガス量の削減（影響の最小化）</td> </tr> </tbody> </table>	環境配慮事項の内容	効果	組合は構成市町村とともに効率的な収集運搬方法・収集運搬経路を検討する。	排ガス量の削減（影響の最小化）
環境配慮事項の内容	効果							
組合は構成市町村とともに効率的な収集運搬方法・収集運搬経路を検討する。	排ガス量の削減（影響の最小化）							
市町村を通じて燃費性能が高い車両の採用を収集運搬委託業者・許可業者に指導する。	排ガス量の削減（影響の最小化）							
温室効果ガス等	工事中	建設機械の稼働	○	施設の稼働に伴い温室効果ガスを排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。				
		資機材運搬車両の走行	○	資機材運搬車両の走行に伴い温室効果ガスを排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。				
	存在・供用時	施設の稼働	○	施設の稼働に伴い、可燃ごみの焼却や電気、化石燃料の使用により温室効果ガスを排出する一方、焼却で出る熱を利用しての発電（売電）、温水利用等により温室効果ガス排出量削減も行う。温室効果ガスの排出量は、これらの収支により決まることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。				
		廃棄物運搬車両の走行	○	廃棄物運搬車両の走行に伴い温室効果ガスを排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。				

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

▽：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：影響を検討の上、環境影響評価を行わない項目

表4.1-3(14) 環境影響評価項目の選定・除外理由

(地域交通)

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
地域交通	工事中	資機材運搬車両の走行	○	<p>対象事業実施区域周辺における資機材運搬車両の想定走行経路（国道139号、県道718号線等）沿いには住居等が存在している。また、対象事業実施区域近くの走行経路に近接して小学校及び中学校がある。</p> <p>計画施設の建設工事時の資機材運搬車両の走行に伴い、地域の交通に影響を及ぼす可能性がある。地域交通については、山梨県環境影響評価条例及び環境影響評価法において環境影響評価項目として規定されていないが、地域の交通状況への影響を把握するため、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
	存在・供用時	廃棄物運搬車両の走行	○	<p>対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（国道139号、県道718号線等）沿いには住居等が存在している。また、対象事業実施区域近くの走行経路に近接して小学校及び中学校がある。</p> <p>計画施設への廃棄物運搬車両の走行に伴い、地域の交通に影響を及ぼす可能性がある。地域交通については、山梨県環境影響評価条例及び環境影響評価法において環境影響評価項目として規定されていないが、地域の交通状況への影響を把握するため、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

▽：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：影響を検討の上、環境影響評価を行わない項目

(空白)